

## 訪問看護ステーション紙ふうせん運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人きとうクリニックが開設する訪問看護ステーション紙ふうせん(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業者(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

- 第2条 1 ステーションの訪問看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション紙ふうせん
- (2) 所在地 名古屋市守山区廿軒家 14 番 32 号

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する看護職員等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1 名  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定看護の提供に当たるものとする。
- (2) 看護職員等 (保健師、看護師又は准看護師) 2.5 人以上(常勤換算)  
理学療法士等 (理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士) 1 人以上  
看護職員、理学療法士等は、訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書、介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- (3) ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
  - ① 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
  - ② 営業時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 指定訪問看護の内容
  - ① 病状・障害の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事及び排泄等日常生活の世話
  - ④ 褥瘡の予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症患者の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の指導

- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料金等)

- 第5条 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、その負担割合の額とする。
- 2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 死後の処置料は、10,000円とする。
- 4 その他の費用として、緊急時ならびに終末期の訪問および従業者の体制に対して所定の加算料金を徴収する。
- 5 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、名古屋市 守山区、千種区、東区、北区の地域とする。

(緊急時における対応方法)

第7条 看護職員等は訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。
- 4 上記1～3までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

- 第9条 1 訪問看護ステーションは看護職員等の資質を向上し、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人きとうクリニックと、ステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年6月15日から施行する。

初版制定	平成16年	6月15日
2版改定	平成18年	3月14日
3版改定	平成18年	10月1日
4版改定	平成19年	9月21日
5版改定	平成19年	10月1日
6版改定	平成21年	8月1日
7版改定	平成26年	7月1日
8版改定	平成26年	10月1日
9版改定	令和2年	5月1日
10版改定	令和5年	8月1日